

〔研究論文〕

## マーシャル諸島共和国による国際司法裁判所への提訴と 核軍縮義務の展開

山田 寿則

〔Article〕

### The Marshall Islands' Cases in ICJ and Development of Obligation on Nuclear Disarmament

Toshinori YAMADA

#### Abstract

This article explores the directions of development of obligation on nuclear disarmament by analyzing Applications submitted by the Republic of the Marshall Islands (RMI) to the International Court of Justice (ICJ). On 24 April 2014, RMI filed the Applications against nine States (China, DPRK, France, India, Israel, Pakistan, Russia, UK and US) accusing them of not fulfilling their obligations with respect to the cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament.

So far the nuclear disarmament has been required from the view point of the General and Complete Disarmament (GCD), to which many international instruments on nuclear disarmament refer. But in 1996, ICJ issued its Advisory Opinion on legality of the threat or use of the nuclear weapons, in which it held "there exists an obligation to pursue in good faith and bring to a conclusions leading to nuclear disarmament in all its aspect, under strict and effective international control." It seems that ICJ separated the obligation on nuclear disarmament from GCD in this opinion. Besides with this, Humanitarian Approach to nuclear disarmament has been advocated, in which humanitarian consequences of use of nuclear weapons are focused in order to activate momentum for nuclear disarmament.

The Applications by MRI mainly base on the understanding of obligation on nuclear disarmament held in the 1996 ICJ Advisory Opinion. This implies the distance from the humanitarian approach to nuclear disarmament. But the applications refers to "the principles of humanity", "elementary consideration of humanity" and "law of humanity". Its implication is not clear. Some new directions of development of nuclear disarmament might appear during the proceedings of the Marshall cases in coming years.

#### はじめに

2014年4月24日、マーシャル諸島共和国(以下、マーシャル諸島または原告と呼ぶ)は核保有9カ国を相手取り国際司法裁判所(ICJ)に提訴した(以下、この事件を本件訴訟と呼ぶ)。ICJはこの事件名を「核軍備競争の停止および核軍縮に関する交渉についての義務」(Obligations concerning

Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament) としている<sup>1</sup>。なおマーシャル諸島はICJ提訴の同日、米国政府等を相手取り米国連邦地裁にも提訴しており、同国を支援する市民社会の側ではこれらを総称して「核(兵器)ゼロ裁判」(Nuclear Zero lawsuits)と呼んでいる<sup>2</sup>。

2009年のオバマ米大統領によるプラハ演説などを契機として核軍縮の機運が醸成され、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議においては64項目の行動計画を含む最終文書が採択された<sup>3</sup>。また、2011年に発効した新START条約では2018年2月までに米ロそれぞれの核弾頭数を1550発にまで削減すること等が規定され、実施されつつある<sup>4</sup>。

しかし、今なお世界には約1万6千発余の核弾頭が存在するとされる<sup>5</sup>。2015年に開催予定のNPT再検討会議に向けた2014年の第3回準備委員会においては、2010年の最終文書での行動5に基づく履行状況の報告が核兵器国によってなされたが、その内容は必ずしも核軍縮の進展が順調であることを示すものではなかった。包括的核実験禁止条約(CTBT)はいまだ発効せず、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉もジュネーブ軍縮会議(CD)において頓挫したままである。

かかる状況に対して、マーシャル諸島は米ロの2国間での取り組みを支持しつつも、そのみではNPTの目的が達成できていないと主張し、これを規律する現行国際法とりわけNPT第6条に基づき、前記の提訴に及んだ<sup>6</sup>。

このNPT第6条の条文は以下のとおりである。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉することを約束する。」

この文言からすれば、第6条は、核兵器国に対して核軍縮義務を直接課すものではない。各締約国が直接義務づけられているのは、「誠実に交渉すること」であって、その主題は、①核軍備競争の早期停止、および②核軍縮、この2点に関する効果的な措置であり、並びに③全面完全軍縮条約である。

実際、この第6条に基づき核軍縮に関する諸条約が成立してきているのは事実である。例えば、弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約)、戦略兵器削減条約(START1)、中距離核戦力条約(INF条約)、戦略攻撃能力削減条約(SORT)および前記の新戦略兵器削減条約(新START条約)である。

また、全面完全軍縮とは、大量破壊兵器だけでなく、通常兵器も含めたあらゆる軍備を完全に撤

1 被告は、米ロ英仏中印・パキスタン・イスラエル・北朝鮮であり、計9件がICJに提起された。総件名簿に記載された英国、インド、パキスタンを被告とする3件についての裁判関連文書はICJのHP参照。<<http://www.icj-cij.org/>>

2 本件訴訟および米連邦地裁における訴訟での原告の訴状はすべて市民社会が運営するサイトで閲覧ができる。<<http://www.nuclearzero.org/>>

3 See Final Documents of the 2010 NPT Review Conference, available at <http://www.un.org/en/conf/npt/2010/>, last visited on 11 November, 2014.

4 履行状況についての報告は、2014年NPT再検討会議準備委員会における米国(NPT/CONF.2015/PC.III/16)およびロシア(NPT/CONF.2015/PC.III/17)のそれぞれによる国家報告を参照。

5 SIPRI Yearbook 2014, available at <http://www.sipri.org/yearbook/2014>, last visited on 11 November, 2014.

6 NPT第3回準備委員会における2014年4月28日の同国デブルム外相演説、参照。<[http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/28April\\_MarshallIslands.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/28April_MarshallIslands.pdf)>

廃するための軍縮のことである<sup>7</sup>。1959年以降国連総会の議題となっており、条約その他の国際文書に基づき、国際社会の究極目標として確立してきている<sup>8</sup>。全面完全軍縮の問題は、1950年代末から60年代初めにかけて、国連および10カ国(後に18カ国)軍縮委員会において審議されるようになった。1959年当時の加盟82カ国全てが共同提案国となって採択された国連総会決議1378は、全面完全軍縮の問題は今日世界が直面する最重要問題であることを考慮して、諸国に対してこの問題の建設的解決達成のためあらゆる努力をなすよう求めた。米ソは、1961年9月に軍縮交渉の基礎となる原則<sup>9</sup>に合意し、それぞれ全面完全軍縮に関する条約案を提示した。その後、前記軍縮委員会や国連総会において審議が続けられたが、具体的進展は見られず、いくつかの部分的措置が条約化されるにとどまっている。1978年の第1回国連軍縮特別総会最終文書では、全面完全軍縮の交渉は部分的措置の交渉と並行すべきであるが、それに続く軍縮の究極目標と位置づけられている(19、38項)。NPTはこの部分的措置として位置づけられ、その前文では、核兵器の製造停止、貯蔵核兵器の廃棄および核兵器・運搬手段の除去が全面完全軍縮条約に基づくことに言及がある<sup>10</sup>。

つまり、NPTにおける核軍縮は通常軍縮を射程に入れた軍縮交渉を予定しているとみることもできるのであって、この点からすれば、NPT第6条を根拠に直ちに核軍縮のみを法的に要求することは困難なように思われる<sup>11</sup>。

しかし、1996年にICJが出した「核兵器による威嚇または核兵器の使用の合法性に関する勧告的意見」(以下、核兵器勧告的意見またはICJ意見)<sup>12</sup>においては、後述するように、「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実にやり、かつ完結させる義務が存在する」と結論した(105項(以下、主文)2F)。

この結論は、①核軍縮交渉のみならず交渉を完結させることまでも義務の対象とした点、②義務の名宛人をNPT締約国に特定せず、一般法上の義務を表明したと解しうる点、③全面完全軍縮の文脈から離れた別個の義務として位置づけている点、この3点においてNPT第6条の義務とは異なる軍縮義務を認定したといえる。

さらに、近年では核軍縮に対する人道的アプローチが提唱され、国際人道法に立脚して核軍縮を進めようとの主張がなされ、そのための条約作成の提案がなされている<sup>13</sup>。このようなアプローチの原型は1980年に成立した特定通常兵器使用禁止制限条約に見出すことができる。また、この条

7 但し、国内秩序維持のためのものは例外とされる。例えば、第1回国連軍縮特別総会最終文書では、全面完全軍縮の下では国内秩序維持・国連平和軍への提供のための非核兵力の維持が認められている(111項)。

8 全面完全軍縮の交渉義務を規定する文書としては、1970年に国連総会でコンセンサス採択された友好関係原則宣言(決議2625)がある。なお、人権との関係では、全面完全軍縮は軍縮により解放された資源を活用する観点から必要とされる(1986年発展の権利宣言)。

9 UN Doc. A/4879.

10 全面完全軍縮を目標とする条約としては、他に、部分的核実験禁止条約(PTBT)、包括的核実験禁止条約(CTBT)、非核兵器地帯諸条約(南米、アフリカ、東南アジアおよび中央アジア)、海底核兵器禁止条約、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、環境改変技術禁止条約(ENMOD)、特定通常兵器使用禁止制限条約(CWC)がある。

11 例えば、原告提訴の直後のロシア外務省のコメントを参照。Comment by the official representative of the Ministry of Foreign Affairs of Russia, Alexander Lukashovich, regarding the claim of the Marshall Islands to the states having nuclear stockpiles, April 28, 2014, available via www.mid.ru, last visited on 11 November, 2014.

12 ICJ Reports 1996, pp. 226-267.

13 黒澤満『核兵器のない世界へ 理想への現実的アプローチ』東信堂、2014年、115頁以下参照。

約の運用検討会議の議論から出発した、1997年の対人地雷禁止条約(オタワ条約)および2008年のクラスター弾条約(オスロ条約)は、人道の要請を重視する国際人道法の解釈適用に立脚して成立した軍縮条約とみることができる<sup>14</sup>。またこの両条約には全面完全軍縮に言及していないという特徴もある<sup>15</sup>。現在の核軍縮に対する人道的アプローチはこのようなオタワ・オスロ両条約の成果を核軍縮に応用しようとする試みといえる。

このようにみると、核軍縮については冷戦期中は全面完全軍縮の追求の観点から要請され、1990年代はICJ意見にみるように単独で存在する核軍縮義務に焦点があたり、今日では国際人道法の観点からも要請されているといえる。これらの要請はどのような関係にあり、またそのことは核軍縮の推進にどのような効果をもたらすのであろうか。

本稿はこのような基本的な問題意識に立ちつつ、本件訴訟におけるマーシャル諸島による訴状を検討することで、核軍縮義務の法的性格がどのように展開しつつあるかを探求し、今後の検討課題を析出することを目的とする。なお、この訴訟は提起されたばかりであり、書面手続も進んでいない。この点からすれば、極めて初期段階における考察にとどまる。

以下では、まずICJがこれまでに扱ってきた核兵器関連事件を概観し、次いで、本件訴訟に至る背景を原告側に焦点を当てて紹介する。さらに、本件訴訟の訴状を中心に原告の主張を検討し、最後に、本件訴訟の意義を考察する。

## I 国際司法裁判所と核兵器問題

### A 核実験事件

ICJではこれまでに2つの核兵器関連問題が扱われている。ひとつは核実験の適法性であり、南太平洋のムルロワ環礁におけるフランスの大気圏内核実験の違法性の認定と将来的差止めを求めて、1973年にオーストラリアとニュージーランドが各々ICJに提訴した核実験事件として知られる<sup>16</sup>。1966年以降核実験を継続してきたフランスは本件につき欠席戦略をとった。裁判所は、1973年仮保全措置命令を出し、フランスに対して原告国の領域に放射性降下物をもたらす大気圏内核実験を回避するよう命じた。これに対してフランスは、1974年に大気圏内核実験を停止する旨の一方的宣言を行った。これを受けた同年の判決ではこの一方的宣言を根拠に、すでに紛争は消滅したとして訴訟を打ち切った。この判決では、大気圏内核実験の違法性の判断は回避されたが、この判決以降、フランスは地下核実験に移行した。その後フランスは、1992年の核実験の休止宣言を経て1995年には地下核実験の再開を発表した。同年、ニュージーランドは実験再開を阻止するために、1974年判決の基礎が損なわれたとして事情の再検討を国際司法裁判所に要請したが、裁判所はこれを却下した。なお、フランスは地下核実験を再開・実施した後に、1998年には包括的核実験禁止条約に批准している。

14 オタワ条約前文では「国際人道法の原則……に立脚」とともに、「対人地雷の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し」ている。オスロ条約前文でも「クラスター弾がもたらす文民の苦痛を終止させる世界的な要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し」たうえで、「国際人道法の諸原則及び諸規則……に立脚して」協定することを規定している。

15 2013年に成立した武器貿易条約(ATT)も全面完全軍縮に言及していない。

16 ICJ Reports 1974, p. 253.

この事件では、核兵器使用ではなく、核実験の適法性が争点となることが予想された。ニュージーランドとオーストラリアは、核爆発のもたらす被害に着目して差し止め訴訟を提起した。この点は、今日の核軍縮への人道的アプローチに共通する側面がみられる。

また、この事件はフランスの一方的宣言により大気圏内核実験を実施しないとの法的義務がフランスについて創設されたことを根拠に紛争そのものが消滅したとして審理が打ち切られたが、この訴訟の提起がかかるフランスの実行を導いたともいえる。これは提訴そのものの結果というよりも、法廷外での大々的な報道などの影響も無視できないだろうが、ICJへの提訴が国家実行に影響を与えた例といえる<sup>17</sup>。

## B 核兵器勧告的意見

ICJが扱ったもうひとつの核兵器関連問題は核兵器の使用・威嚇の適法性である。これは、核兵器に反対する非政府組織(NGO)と非核兵器諸国の連携を背景に、世界保健機関(WHO)と国連総会がそれぞれ核兵器使用または使用・威嚇の適法性に関してICJに勧告的意見を求めた事件として知られる<sup>18</sup>。ICJは、WHOからの諮問についてはその管轄権を否定して回答しなかったが、国連総会からの諮問に対しては管轄権を認め勧告的意見を与えた。そこでは、核兵器の使用・威嚇は、国際人道法に一般的に違反するとしながらも、国の存亡のかかる自衛の極端な状況において合法か違法かは確定的に判断できないと述べた(主文2E)。また、前述したように核軍縮交渉を誠実にいかつ完結させる義務が存在すると認定した(主文2F)。

この勧告的意見の意義としては、核兵器の使用・威嚇に適用される国際法が明らかにされた点がまず指摘される。また、主文2Eの「自衛の極端な状況」という概念は、主要核兵器国の核使用に関する宣言政策に一定の影響を与えているという点も注目できる。さらに主文2Fで示された核軍縮誠実交渉・完結義務については、その後の国連総会決議(いわゆるマレーシア決議)において圧倒的多数が認めるようになってきていることも注目できる。この義務の存在が、今回のマーシャル諸島による提訴の重要な根拠となっている<sup>19</sup>。

## II マーシャル諸島による提訴について

### A 提訴に至る経緯

本件訴訟の原告側弁護団のメンバーの多くが所属し、また1996年の勧告的意見の実現に深く関与したNGOのひとつである国際反核法律家協会(IALANA)<sup>20</sup>では、同意見を踏まえて核兵器問題を再びICJに提起しようという議論が行われていた。ただし、再び勧告的意見を求めるか、それとも国家間での訴訟(争訟手続)によるかについては、必ずしも見解は一致していなかった。

17 国際連合広報局『国際司法裁判所』(国際連合広報センター、2001年)56頁。

18 ICJ Reports 1996, p. 66 and p. 226.

19 核兵器勧告的意見については、さしあたり、ジョン・パロース著『核兵器使用の違法性—国際司法裁判所の勧告的意見』早稲田大学比較法研究所叢書27号、2001年、参照。また、マレーシア決議については、山田寿則「軍縮義務の形成と展開」浦田賢治編著『核不拡散から核廃絶へ』日本評論社、2010年、326頁以下参照。

20 IALANAについては以下のHPを参照。<<http://www.ialana.info/>> このほか核兵器勧告的意見を求める「世界法廷運動」に関与した主たる組織としては、国際平和ビューロー(IPB)と核戦争防止国際医師会議(IPPNW)があげられる。両団体はいずれもノーベル平和賞受賞団体である。

2009年にIALANAはハーバード・ロー・スクールの人権プログラムの国際人権クリニックとの共同プロジェクトによりICJの勧告的意見を再び求めるとの内容の『法的覚書』を作成・出版し、この計画を世に問うた。ここでは、1996年の勧告的意見以後も、核保有国は核戦力の恒久保持を計画・準備しており、核軍縮交渉には進展が見られず、安全保障ドクトリンでの核の役割低減もみられず、かつ核軍縮交渉を妨げる国さえもあるとの現状認識を示したうえで、新たな勧告的意見を求める国連総会決議案を提起した。そのポイントは、ICJ意見で示された核軍縮誠実交渉・完結義務の内容を問うものであり、とくにこの義務から核軍縮交渉の即時開始やNPTの関連合意(1995年の「原則と目標」および2000年の最終文書での合意内容)の実施が要請されるかどうか、さらに核兵器の近代化や新型核兵器の開発がこの義務違反に当たるか等の諸点を問うものであった<sup>21</sup>。

他方、本件訴訟で原告となったマーシャル諸島共和国は、NPTの非核兵器国たる当事国であり、1995年1月30日に条約に加入し、それ以来条約当事国であり続けている。訴状によれば、同国は自らをこのように説明している。すなわち、核軍備競争の停止と核軍縮は国際社会全体の死活的な重要目標であるところ、マーシャル諸島は核兵器の恐ろしい帰結を特に認識している。マーシャル諸島は、1946年から1958年の、国際社会がマーシャル諸島を米国の信託統治下に置いた期間、繰り返し核実験場となった。この12年間、さまざまな爆発力を持つ67発の核兵器が、住民からさまざまな距離で、マーシャル諸島において爆発した。国連人権理事会特別報告者Calin Georgescuの2012年9月3日の報告書によれば、これら核物質および廃棄物によるマーシャル諸島を荒廃させる有害な影響はこんにちでも継続している。同特別報告者はこう結論している。「マーシャルの人々がこうむった危害により、海陸の環境を通して放射性核種の動きについての地球規模での理解が向上し」、国際社会が「核汚染によるマーシャルの経験、とくに、放射性ヨウ素と甲状腺がんの関係性の理解を学ぶ」べきことが強く要請されている、と<sup>22</sup>。このように、同国は自らの核実験被害を述べ、加えて、次のように、本請求を裁判所に提起するマーシャル諸島の利益を説明している。すなわち、近年、マーシャル諸島は気候変動の影響がその生存にもたらす極度に危険な帰結との闘いに専心しているが、マーシャル諸島はその生存に対するもう一つ別の主要な脅威を無視することはできない。それは、核兵器の大規模な軍備のもたらす継続的な脅威であって、その使用は、ICJによれば、武力紛争に適用される法の原則および規則の要請の尊重とほとんど両立し得ないように思われるという。明らかに、気候変動との共通の闘いにマーシャル諸島が参加することによってすべての国が固いコミットメントへと至る必要があるのであって、このコミットメントは、化石燃料源に依存し続けることによってもたらされる荒廃の脅威を除去するために、具体的に明確な目標を実現することを目的とする道義的のみならず法的な義務を含まなければならないのである。この気候変動と闘うコミットメントへの合意に至る努力の展望からみるならば、6条と慣習国際法による全面核軍縮がせいぜい遠い見通しでしかないところ、マーシャル諸島は単なるNPT当事国であることはもはや受け入れられないとの結論に至った<sup>23</sup>。マーシャル諸島はこのように述べて、被告諸国による核軍縮義務の履行確保を求める請求を提起した動機を述べている。ここからは、核軍縮達成の

21 『法的覚書』の翻訳は浦田、前掲書(注19)に収録されている。

22 For example, Application instituting proceedings against the United Kingdom submitted on 24 April 2014 by the Republic of the Marshall Islands to the International Court of Justice re obligation to pursue in good faith and conclude negotiations leading to nuclear disarmament [hereinafter as Application against UK], para. 9.

23 Ibid., para. 10.

追求は、マーシャル諸島にとっては同国の存立を脅かす地球環境問題と同じ次元の地球規模の事項として捉えられていることが伺える。

## B 本件の請求の趣旨

前述したIALANAが積み上げてきた検討は、本件の請求の趣旨にも生かされている。9カ国に対する訴状に記載された裁判所に対して求める救済、つまり請求の趣旨はほぼ同一のものである。ここでは対英国事件の訴状をみている。

「前述した事実および法についての陳述に基づき、マーシャル諸島共和国は裁判所に対して次のことを裁判しかつ宣言することを求める。

- a 英国は、厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行しかつ完結させることを怠っていることにより、NPT上、とりわけ条約第6条における自国の国際義務に違反しており、かつ違反を継続していること。
- b 英国は、その核兵器システムを質的に改良し、無期限に維持するための措置をとること、および包括的核軍縮その他の措置により核軍備競争を終止させる交渉の遂行を怠っていることにより、NPT上、とりわけ条約第6条における自国の国際義務に違反しており、かつ違反を継続していること。
- c 英国は、厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行し、かつ完結させることを怠っていることにより、慣習国際法上の国際義務に違反しており、かつ違反を継続していること。
- d 英国は、その核兵器システムを質的に改良し、無期限に維持するための措置をとること、および包括的核軍縮その他の措置により核軍備競争を終止させる交渉の遂行を怠っていることにより、慣習国際法上の国際義務に違反しており、かつ違反を継続していること。
- e 英国は、その核兵器能力を近代化し、更新しおよびアップグレードすること、ならびに無期限にその宣言された核兵器政策を維持しつつ、同時に、前記4点で示したような交渉の遂行を怠っていることにより、NPT上および慣習国際法上のその義務を誠実に履行することを怠っており、かつ怠り続けていること。
- f 英国は、条約の大多数の非核兵器国たる締約国が条約第6条および慣習国際法上の核軍縮および核軍備競争の早期停止についての自らに関する義務を履行することを効果的に妨げることにより、NPTおよび慣習国際法上のその義務を誠実に履行することを怠っており、かつ怠り続けていること。

加えて、マーシャル諸島共和国は裁判所に対して次のことを命令することを求める。

英国は、厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に関する条約の締結を目的とする交渉を、必要な場合には提議することによって、誠実に遂行することを含めて、判決後1年以内に、核兵器の不拡散に関する条約第6条および慣習国際法上のその義務を履行するために必要なあらゆる措置をとること。<sup>24</sup>

このように原告が求めるのは、まず被告の行為が軍縮義務に違反しているとの違法性を認定する宣言判決であり(上記aからf)、次に被告に軍縮交渉を進める措置を取るよう命じる交渉命令判決

24 Ibid., pp. 39-40.

である。

a および c は、1996年の勧告的意見主文2Fで示された核軍縮誠実交渉・完結義務とNPT第6条(および慣習法)との同一性を前提としており、前者の法的地位を明らかにすることも争点となる。対インド、パキスタン訴状では両国が核戦力の量的増加・質的改良を行っていることに、対北朝鮮訴状ではこれらに加えて核実験を実施していることに言及している。

b および d は、核兵器の質的改良と無期限保有の措置を問題としたものであり、これが核軍縮競争の早期停止義務(NPT第6条および慣習法)に違反するとした。中国、パキスタン、インドおよび北朝鮮に対する訴状では、核戦力の増強にも言及し、加えて対パキスタン訴状ではFMCT交渉の妨害、対北朝鮮訴状では核実験実施に触れ、また対イスラエル訴状では核戦力の多様化を指摘している。なお、非NPT国に対する訴状では当然ながら a および b に対応する項目はない。

e は、a～dの事項についての信義誠実の義務の違反を問題としている。原告はNPT第6条の文言および一般国際法確立している信義誠実の義務に着目し、上記の義務とは別に信義誠実義務違反を主張している。なお、対英国訴状ではトライデントの更新問題を念頭に核戦力の更新に言及している。

f は、同じく信義誠実義務の違反について、非核兵器国による核軍縮義務の履行を被告が妨げていることを取り上げている。これは2013年の国連総会における核軍縮に関するオープンエンド作業部会やハイレベル会合など非核兵器国が主導する形での核軍縮の取組みを念頭に置いたものである。

最後に、交渉命令判決をすべての被告それぞれについて求めている。

## C 今後の見通しと課題

### 1 管轄権の有無

マーシャル諸島の提訴によりICJは9つ事件を処理することになったが、そのすべてについてICJの管轄権が成立するわけではない。

今回の訴訟9件のうち、ICJ規程36条1項に該当するものはなく、同2項の選択条項に関係するものとして、英国、インドおよびパキスタンを被告とする3件があり、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イスラエルおよび北朝鮮を被告する残りの6件は応訴管轄の問題に該当する<sup>25</sup>。現在のところ後者6か国についてはいずれの被告国からも応訴の意思は示されておらず、また中国からは応訴しない旨の意思が示されたという<sup>26</sup>。よってこれらの手続は別段の事情のない限りこれ以上進行しない。

前者3カ国はそれぞれICJの管轄権を受諾する選択条項宣言を出しており、原告であるマーシャル諸島も受諾宣言を出していた(2013年3月15日付、同年4月23日寄託)に。マーシャル諸島はこの選択条項宣言を根拠にこの3カ国に対する事件につきICJの管轄権の成立を主張している。しかし、これらの宣言には各国が留保を付しており、この点が問題となる。

#### a 対インド事件

インドによる1974年9月15日付(同18日寄託)の宣言には以下の紛争を含む実質11種類の紛争についてICJの管轄権から除外する旨の留保が付されている。

25 現在のところ選択条項に基づく管轄権受諾宣言を出している国は日本を含めて70カ国である。

26 IALANA Special Newsletter, 2014, available at [http://lcn.org/RMI/IALANA-Newsletter\\_14\\_7.pdf](http://lcn.org/RMI/IALANA-Newsletter_14_7.pdf), last visited on 11 November, 2014, p. 2.



- ① 紛争当事者が他の平和的解決手段に合意している紛争
- ② コモンウェルス構成国との紛争
- ③ 本質上インドの国内管轄権内にある事項に関する紛争
- ④ 敵対行為、武力紛争、個別的/集団的自衛行動、侵略への抵抗および国際機関が課す義務の履行その他類似の行為・措置・状況に関する紛争
- ⑤ 他方当事国が当該紛争の関係でのみ管轄権を受諾しているか、管轄権受諾後12か月以内に提訴される紛争

インドの核計画および核軍備に関わる紛争は上記のうち③および④に該当すると主張される可能性がある<sup>27</sup>。実際、インドは本件についてのICJの管轄権を否定する書簡をICJに送付しており、かつ代理人を選任していない。これを受けて、ICJは本案に先立ち管轄権について審理することとして書面手続の日程を決定した<sup>28</sup>。なお、インドが出廷しない欠席戦術をとることも予想されるが、ICJでは欠席判決が可能であり、この場合マーシャルは自己の請求に有利に裁判するように裁判所に要請することができる(規程53条1)。もっともこれは管轄権の有無の判断を迂回することを意味せず、裁判所は管轄権の有無や請求が事実上・法律上十分に根拠をもつことを確認しなければならない(同2)。

#### b 対パキスタン事件

パキスタンによる1960年9月12日付(同13日寄託)の宣言に付された留保でICJ管轄権から除外されるのは以下の3類型である。

- ① 当事者が合意により他の裁判所に付託するものとしている紛争
- ② 国際法により専らパキスタンの国内管轄権内にあるとされる問題に関する紛争
- ③ 多数国間条約から生じる紛争。ただし以下を除く。a判決により影響をうける条約の全当事国が当該事件の当事者である場合。bパキスタンが特に管轄権に同意する場合。

上記のうち②の紛争類型が本件に該当すると主張され得る。核軍備保有の水準の決定は主権国家の国内管轄事項だと言いうるからである<sup>29</sup>。だがこの留保は、国内管轄事項の該当性の基準を国際法の規律の有無に求めるという国際連盟規約15条8と同じ定式に拠っており、NPT第6条と同一の内容の慣習法規の存在が確認される場合には、その規則の適用がある限りで対象となる事項は国内管轄事項とは言えないこととなる。したがって、本件についての管轄権の有無の問題は、適用法の有無の問題と密接に関連することとなる。

もっとも、パキスタンは、ICJに対する書簡において、ICJの管轄権は欠如しており、本件訴状の受理可能性はないと主張し、裁判所に対して本件訴状を当初から却下するよう求めた。ICJはこれを受けて、管轄権および受理可能性の問題につき審理することとして書面手続の日程を決定した<sup>30</sup>。

27 対インド事件についての初期的かつ簡潔な分析として以下参照。Shashank P. Kumar, “The Marshall Islands’ Case against India’s Nuclear Weapons Program at the ICJ”, in EJIL: *Talk!*, Published on June 27, 2014, available at <http://www.ejiltalk.org/the-marshall-islands-case-against-indias-nuclear-weapons-program-at-the-icj/>, last visited on Sep. 15, 2014.

28 2014年6月16日付ICJ命令。

29 たとえば、ICJは1986年ニカラグア事件(本案)判決において、条約等で当該国が受諾する場合以外には主権国家の軍備水準を制限し得る規則は存在しないとした(ICJ Reports 1986, para. 269)。

30 2014年7月10日付ICJ命令。

### c 対英国事件

英国による最新の宣言(2004年7月5日付)に付された留保においてICJの管轄権から除外されているのは以下の紛争のみである。

- ① 紛争当事者が他の平和的解決手段に合意している紛争
- ② コモンウェルス構成国との紛争
- ③ 他方当事国が当該紛争の関係でのみ管轄権を受諾している紛争、または、強制管轄権受諾後12か月以内に提訴される紛争

ここには本件についての管轄権成立を特段に妨げる留保は見出されない。まず、英国とマーシャル諸島との間に本件について他の紛争解決手段についての合意は存在しない。次に、マーシャル諸島はコモンウェルス構成国ではない。最後に、マーシャル諸島は自らの管轄権受諾宣言(2013年4月23日寄託)から1年を経た後に提訴している(2014年4月24日)。

なおマーシャル諸島による管轄権受諾宣言にも留保は付されており、相互主義の下で、原告側の留保を被告側が援用することは可能だが、マーシャル諸島が付した留保は英国の留保と同一である。この点からすれば、マーシャル諸島は英国を被告とすることを特に念頭に置いていることが推測される。

現時点において英国は管轄権についての特段の主張を行っていないようであり、ICJは管轄権の問題と本案の区別を行うことなく書面手続の日程について命令を出している<sup>31</sup>。

現時点での書面手続の日程は以下のとおりである。

2014年

- 12.6 原告の申述書提出期限(対インド事件(管轄権))

2015年

- 1.12 原告の申述書提出期限(対パキスタン事件(管轄権と受理可能性))
- 3.16 原告の申述書提出期限(対英国事件)
- 6.16 被告の答弁書提出期限(対インド事件(管轄権))
- 7.17 被告の答弁書提出期限(対パキスタン事件(管轄権と受理可能性))
- 12.16 被告の答弁書提出期限(対英国事件)

## 2 受理可能性の問題

本案の審理の前に問題なるのは、管轄権の有無の問題だけではなく、受理可能性についても問題となる。例えば、原告適格が問題となるだろう。

原告は、被告諸国による軍縮交渉義務違反を問題としているが、被告によるかかる行為によって、マーシャル諸島には一見して被害は生じていないように思われる。しかし、ICJはたんなる利益の侵害と法益侵害とを区別し、原告適格の有無を後者によって判断する(バルセロナ・トラクション事件(第2段階)判決)<sup>32</sup>。とすれば、マーシャル諸島の側に法的な権利・利益に結びつく損害が発生しており、これが被告の行為と相当因果関係をもつことが立証されなければならない。

英国との関係では原告はNPT当事国同士であり、前者によるNPT第6条違反は後者の側の対応する権利を侵害しているといえるかもしれない。実際、そのために原告は後述するように第6条に

31 2014年6月16日付ICJ命令。

32 ICJ Reports 1970, p. 3.

における核兵器国の軍縮義務と非核兵器国の核兵器不取得との取引関係を強調している。他方、マーシャル諸島はインド・パキスタンの関係では慣習法上の核軍縮義務の違反に依拠している。この慣習法上の規則が権利義務関係を当事国間に設定していることをマーシャル諸島は立証しなければならない。そのため、マーシャル諸島はNPTないし慣習法上の核軍縮義務が国際社会の一般的性格に関する義務(エルガ・オムネスな義務、対世的義務)であることも主張している。この点で、原告は民衆訴訟を提起しているように見える。これは国際社会の一般的法益を保護するための訴訟を意味し、理論的には、自己の法益が直接に侵害されていない国でも訴訟を提起できることになる。しかしICJは、対世的義務の存在を認めているが(前記バルセロナ・トラクション事件判決など)、民衆訴訟それ自体は認めていないとされてきた<sup>33</sup>。他方で国家責任法においては、エルガ・オムネスな義務については被害国以外の国による責任の追及もなしうるとされている(2001年国家責任条文48条)。また、その義務違反が自国に特別の影響を及ぼす場合またはその義務の履行の継続について他のすべての国の立場を根本的に変更する性格のものである場合は、被害国として責任を追及しうるとされる(42条)<sup>34</sup>。いずれにしても本件訴訟はこの点についてのICJの判断を深める契機となりうる。

### 3 第三国の訴訟参加

第三国の訴訟参加も注目される。これには2つの方式があり、第1に、裁判により影響を受ける利害関係国(第三国)は、訴訟参加の許可をICJに求め、ICJが決定した場合に訴訟参加できる(規程62条)。第2に、第三国が加入している条約(この場合NPT)の解釈が問題となる場合には、ICJはこれらのすべての国に通告し、この通告を受けた国は手続きに参加する権利を有する(規程63条1)。なお、この権利を行使して訴訟参加した国は、判決によって与えられる解釈に拘束されることとなる(同条2)。

対インド、パキスタン事件ではNPT解釈は問題とならないが、対英国事件ではNPT解釈が争点となるのだから、後者の手続きが問題となる。対英国事件につき各NPT国にはICJから通告が行われることが当然に予想される。本件では日本も対象となる。参加の申請は口頭手続の期日より前におこなうことが求められている(ICJ規則82条)。この期日は未定であり、決定済みの書面手続日程からみてもまだ先である(英国の答弁書提出期日が2015年12月16日)。この点、唯一の戦争被爆国たる日本がどのような対応をとるかは注目されることである。

前者の手続は対インド、パキスタンの事件で問題となる。前述したように両事件では軍縮交渉義務など原告が主張する義務のエルガ・オムネス性が争点となることが予想される。この点、今後訴訟参加する国が多数になれば、国際的に関心の高い訴訟であることが示されるとともに、この問題が国際社会の一般的利益に関わる事項であることを示すことにもつながるだろう。とりわけ、パキスタンは管轄権の項でみたように本件訴訟の受理可能性を争っており、原告適格も争点の一つとな

33 1966年南西アフリカ事件(第2段階)判決(ICJ Reports 1966, p. 6.)。もっとも2012年のベルギー対セネガル事件において、ICJは拷問禁止条約の当事国に、他の当事国の条約上の義務違反の中止を請求し違反国の責任を追及する原告適格があることを認めている(ICJ Reports 2012, p. 422.)。

34 同条についての国際法委員会のコメンタリーでは、「その義務の履行の継続について他のすべての国の立場を根本的に変更する性格のもの」(42条b(ii))の例として、軍縮条約や非核兵器地帯条約をあげている(Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, with commentaries 2001, available at [http://legal.un.org/ilc/texts/instruments/english/commentaries/9\\_6\\_2001.pdf](http://legal.un.org/ilc/texts/instruments/english/commentaries/9_6_2001.pdf), last visited on 12 November 2014.)。

ることが予想される。また、同国はFMCT交渉開始の妨害国としても知られており、この問題を打開する観点からすれば、多くの国の訴訟参加が望ましいともいえる。なお、この後者の手続の場合の申請期限は原則的に書面手続の終結前とされている(ICJ規則81条)。

#### 4 適用法について

次に、適用法についての原告の主張を検討する。3事件のいずれにおいても、原告は第1にNPT第6条に規定されている、核軍縮交渉義務を基礎とし、第2にその慣習法性を主張するとともに、第3に「信義誠実」の義務をこの核軍縮交渉義務とは別個の独立した義務としてとりあげている。

以下、対英国事件の訴状を中心に整理する。

##### a NPT 第6条

第1のNPT第6条の義務については、以下の3点を主張している。すなわち、①NPTは核兵器国と非核兵器国との「取引」を基盤に成立し、第6条はこれに関する最も重要な条文であること、②第6条の義務は行動(実施)の義務だけではなく、結果の義務をも含んでいること、③第6条の義務はエルガ・オムネスな性格を有していること、この3点である。

まず、①については、NPTの起草過程から示されることとして、同条約が「戦略的取引」を構成していること、つまり、非核兵器国は核兵器を取得しないことに同意し、核兵器国はその全廃につき交渉することに同意したことを指摘する。このことはNPT再検討会議で確認されてきており、2010年再検討会議では、圧倒的多数の国が、「とりわけ、条約に従って核軍縮を行うとの核兵器国による法的拘束力のある誓約に応じるとの文脈で」、核兵器を取得しないとの法的拘束力のある誓約を行ったことが留意されている、という<sup>35</sup>。なおこの①の「戦略取引」の指摘は、対印パ訴状にはない。

NPTについては、しばしばそれが規定する3本柱(核軍縮、不拡散および平和利用)の相互関係を規定する概念として「グランド・バーゲン」が存在すると指摘される。これはNPT成立過程で確立された核兵器国と非核兵器国との間の一種の政治的権利義務関係をめぐる政治的理解であると説明される<sup>36</sup>。原告が主張する「取引」とはこのグランド・バーゲンのうち、核軍縮と核不拡散との関係を法的に再構成したものとみることができる。仮に、このような取引関係がNPTにおいて法的な権利義務関係として存在することが認められるとしても、非核兵器国側の不拡散規範の遵守行為と核兵器国側の核軍縮措置との均衡をどのような基準で評価するかが課題として残るように思われる。

これは第6条の義務の履行が全面完全軍縮と核軍縮を切り離して論じることができるかという点にも関わる。原告は、両者を切り離し、核軍縮の義務のみの存在を主張する。しかし、現在でも核兵器国からは全面完全軍縮の問題と合わせて第6条の履行は主張されている<sup>37</sup>。この点も本件訴訟では争点となろう。

次に②については、ICJ意見における第6条についての判示に依拠している。すなわち、ICJは第6条は「特定の行動経路をとること、すなわち、この問題について誠実に交渉することにより、明確な結果、つまりあらゆる点における核軍縮を達成する義務」を含んでいるとしたうえで、全員一

35 Application against UK, paras. 1, and 82.

36 秋山信将『核不拡散をめぐる国際政治』有信堂、2012年、18頁。

37 Supra note 11.

致でこう結論した。「嚴重かつ効果的な管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に導く核軍縮交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」と。さらに訴状では、これは、「6条の規定が誠実に核軍縮交渉を遂行する、という単なる行動の義務を越えており、その交渉を完結させるという結果の義務を実際に含んでいることを認めている」とする論者の見解を引用している<sup>38</sup>。

原告はNPT第6条の解釈としてICJ意見の判示を最大限に活用している。しかし、NPT第6条が「交渉を完結させる義務」まで含むという点について、ICJ意見では必ずしも十分な理由付けはなされていない。この点、裁判長を務めたベジャウィが退任後に著した論考が注目されることを指摘しておきたい<sup>39</sup>。

最後に③についても、「6条に表明された義務の履行は……疑いなく、こんにちの国際社会全体にとり死活的な重要性をもつ目的であり続けている」とのICJ意見の判示を引用した上で、ICJは、なごらく、バルセロナ・トラクション事件判決などを通じて、国際社会全体に対するエルガ・オムネスな義務の重要性を強調してきたことを指摘し、ICJ意見での結論は、6条の義務はエルガ・オムネスな義務であるとの宣言に等しい、とのベジャウィ裁判長の見解を紹介する。こうして、すべての国が、その義務の適時の履行に法的利益を有しており、かつその実現を援助するという対応した法的義務を負っている、と主張している<sup>40</sup>。前述したように、この点は本件訴訟の受理可能性と関わる。

## b 慣習法

第2の第6条義務の慣習法性については、ICJ意見における判示、国連総会および安保理の決議を根拠として指摘している。とくに、核軍備競争の早期停止義務については慣習法上の核軍縮義務としての独自性を強調する。

まず、ICJ意見については、交渉を遂行しかつ完結させるという2つの義務が形式上は(こんにちでは190の)NPT締約国に関係していることを述べた点、「全面完全軍縮の、とくに核軍縮の現実的な探求は、すべての国の協力を必要とする」と付言した点、さらにNPT締約国に限定することなく、全員一致で正文2Fを採択している点を指摘する。加えて、1946年の国連総会第1号決議以来の経過の中で核軍縮義務が慣習法化したとするベジャウィ所長の宣言を引用している<sup>41</sup>。

次に、国連の諸決議としては、1946年の国連総会第1号決議、NPT当事国のみならずすべての国による6条の履行を要請する1995年の安保理決議984および2009年の安保理決議1887を引用している<sup>42</sup>。なお、対インド、パキスタン訴状では、これに加えて、ICJ意見をフォローアップするいわゆるマレーシア決議も引用している<sup>43</sup>。これは、1996年以降国連総会において毎年採択されて

38 Application against UK, para. 84.

39 モハメド・ベジャウィ「国際法、信義誠実、そして核兵器の廃絶」、浦田、前掲書(注19)、162頁以下。

40 Application against UK, para. 85.

41 Ibid., paras. 87-89.

42 Ibid., para. 90.

43 Application instituting proceedings against the Republic of India submitted on 24 April 2014 by the Republic of the Marshall Islands to the International Court of Justice re obligation to pursue in good faith and conclude negotiations leading to nuclear disarmament [hereinafter as Application against India], para. 45, and Application instituting proceedings against the Pakistan submitted on 24 April 2014 by the Republic of the Marshall Islands to the International Court of Justice re obligation to pursue in good faith and conclude negotiations leading to nuclear disarmament [hereinafter as Application against Pakistan], para. 40.

きている決議であって、インドとパキスタンはこれに賛成している。

さらに、6条に規定された核軍備競争早期停止義務はNPTへの諸国による広範かつ代表的な参加に基づき慣習国際法上の義務として確立しており、慣習国際法上の核軍縮義務に固有のものであると主張し、1978年開催の第1回国連軍縮特別総会の最終文書を引用して、国連総会は、核軍備競争停止の必要性を宣言していると述べている<sup>44</sup>。

この核軍縮義務の慣習法性は、非NPT国であるインド、パキスタンとの関係では重要である。しかし、原告はNPT第6条と同一内容の義務が慣習法化していると主張する。そこで、NPT第6条の根底にある「戦略的取引」と慣習法化の関係が問題となる。原告はNPT第6条の義務の慣習法化を主張しており、他方で第6条に伴う「戦略的取引」は法的性格をもつとしている。前者を認めた場合、後者の慣習法性を必然的に認めることになるのだろうか？ これは、現在の米印の原子力協力をめぐる問題とも関係する。つまり、事実上の核保有国となっている非NPT国たるインドやパキスタンと既存のNPT国との間にはどのような「戦略的取引」が存在することになるのだろうか？

### c 信義誠実の義務

第3に信義誠実の義務については、まず、これが国際法上確立した義務であることを以下のように主張している。すなわち、信義誠実が国際法の「基本原則」であることは争いがなく、それはICJ規程38条1項cの意味における法の一般原則および条約法の枢要な原則であるだけではない。それは国際社会における法の支配のエッセンスを要約したものであり、国際連合の諸原則のひとつでもある。このように述べた上で、この信義誠実の義務の射程が、国連憲章の義務に及ぶこと(国連憲章2条2項)、並びに「国際法の一般に承認された原則及び規則」および「国際法の一般に承認された原則及び規則に基づき効力を有する国際的な合意」に基づき生じる義務にも及ぶこと(1970年友好関係原則宣言)を指摘している。また、核実験事件ICJ判決を引用して、信義誠実の原則が、法源にかかわらずその法的義務の創設と履行を支配する基本原則のひとつであり、信用と信頼は国際協力に固有のものであると主張している<sup>45</sup>。

次に、核軍縮義務との関係性については、国連総会はすべての国に対して信義誠実の要請に応えるように要請しているとして、第1回国連軍縮特別総会最終文書41項を引用している<sup>46</sup>。また、繰り返しNPT第6条は行動および結果の双方を要請しているとして、諸国は核兵器の全廃を達成するための真摯な努力をもって誠実に交渉するだけでなく、実際に結果を達成しなければならないと強調している<sup>47</sup>。

最後に、ガブジコボ・ナジュマロシュ計画事件ICJ判決における「信義誠実の原則は、当事国が合理的な方法でかつ条約目的を実現し得るようなやり方で[条約を]適用することを義務づけている」との判示を引用し、条約の趣旨および目的の実現を妨げる行動は禁止されること、さらに、合意された目的の達成に対する国のコミットメントが疑問となるような行動は、その達成に向けた協力を成功させるために不可欠な信用を根底から損なうものであることを主張している。加えて、こ

44 Application against UK, paras. 91-92.

45 Ibid., paras. 93-95.

46 Ibid., para. 96. 同項は以下のように規定する。「軍縮過程を成功させるための望ましい条件を創出するために、すべての国は、国連憲章の規定に厳格に拘束され、軍縮分野での努力に悪影響をあたえる行動を慎み、かつ交渉に対する建設的取組み姿勢と合意に至る政治的意志を示すべきである」。

47 Ibid., para. 96-97.

れらすべてが、慣習国際法上の義務を誠実に履行する義務にも等しく適用される、とする<sup>48</sup>。

このように原告が信義誠実の義務を強調する背景には、NPT第6条(および慣習法)の核軍縮交渉義務から、具体的行動についての義務違反を導けるかが争点となることをあらかじめ想定していることが考えられる。原告は、次項でみるように、特に信義誠実の義務を根拠に具体的行動の違法性を主張する。これはIALANAがこれまで検討を深めてきた点であり、ベジャウィ元ICJ所長の論考などを収めた書籍を公刊してきている<sup>49</sup>。

## 5 事実への適用

原告は①軍縮交渉義務、②軍備競争早期停止義務、③信義誠実義務(義務を誠実に履行する義務)の3つの義務について、被告(英印パ)の行動が違反していると主張している。なお、英国については①と②の義務はNPT上および慣習国際法上の義務として主張しており、印パについては慣習法上の義務としてのみ主張している。

まず①に関しては、英国については、国連総会決議で呼びかけられている核兵器禁止条約(NWC)の交渉開始に反対している点、2013年に国連総会に設置された核軍縮に関するオープンエンド作業部会を支持していない点が①に違反していると主張されている<sup>50</sup>。印パについては共に、核軍縮交渉の開始を明確に支持し、前記オープンエンド作業部会に参加したものの、核戦力の量的増加と質的改良に従事しており、これが核軍縮の目的に反する行動に当たるとされ、慣習国際法上の①の義務に違反していると主張されている<sup>51</sup>。

次に②に関しては、英国については、以下の3点が②の義務に違反すると主張されている。すなわち、核兵器システムの質的改良の実質的努力に従事し続けている点、このシステムを無期限に維持しかつ延長する努力を継続している点、並びにオープンエンド作業部会および国連総会を含む多国間フォーラムでの包括的核軍縮その他の措置に関する交渉に反対している点、この3点である<sup>52</sup>。印パについてはともに、核戦力の量的増加、質的改良と多様化および無期限に核戦力を維持する計画と準備が②に違反するとされ、パキスタンについては加えて、FMCT交渉の妨害があげられている<sup>53</sup>。

最後に③に関しては、まず、被告3カ国がそれぞれ垂直的核拡散に従事している点が問題とされている。すなわち、英国については、その核軍備を積極的にアップグレードし、近代化しおよび改良してきており、これが核軍縮および核軍備競争の早期停止に対する被告の基本的誓約に明らかに反する質的な垂直的核拡散に該当するとされる。印パについてもそれぞれ、その核戦力の量的増加、多様化および質的改良に従事しており、これが核軍縮および核軍備競争の早期停止に係る被告の義務に明らかに抵触する垂直的核拡散に該当するとされる。加えてパキスタンについてはやはりFMCT交渉に反対している点も付加されている。

次いで、これら3カ国の行動はそれぞれ、他の核兵器保有国の追従を奨励し、かつ非核兵器国が

48 Ibid., para. 98.

49 浦田、前掲書(注19)、参照。

50 Application against UK, paras. 101-104.

51 Application against Pakistan, paras. 52-53, and Application against India, paras. 57-58.

52 Application against UK, paras. 105-107.

53 Application against India, paras. 59-60 and Application against Pakistan, paras. 54-55.

その非核態勢を再考する誘因ともなりうるとされる。

さらに、これら3カ国が今後数十年間核兵器に依存する意図を表明している点が問題とされている。英国についてはその意図を繰り返し宣言しているとされ、印パについてはその計画と政策によってその意図が表明されているとされる。

上記のことから、被告3カ国は核軍縮および核軍備競争の早期の停止に係る義務に直接的に違反し(英国については、軍縮交渉を積極的に行っていないことが付言されている)、そのことにより、義務の誠実履行の義務に違反していると主張されている<sup>54</sup>。

問題は、かかる核軍縮交渉義務から、期限を切った有意味な具体的行動を命じることはできるかが争点となる。訴状では判決後1年以内に措置を取ることを命じる判決を求めている。命令を履行したと判断し得る具体的な措置とはどのようなものか。またその措置が取られなかった場合には判決の不履行が生じた、あるいは判決の解釈が必要だと主張され、その確認のための訴訟が再びICJに提起されることも考えられる。仮にそうなると、核軍縮交渉が司法的に審査されコントロールされることの是非も議論されることとなろう。

## おわりに

マーシャル諸島による訴状を検討する限りにおいて、同国は、核軍縮義務を全面完全軍縮の追求の観点から切り離して、主にICJ意見にみるように単独で存在する義務として主張している。核軍縮と全面完全軍縮の関係については、2000年および2010年のNPT再検討会議最終文書に見る限り両者は別個に扱われている<sup>55</sup>。この点からすれば、マーシャル諸島の主張は、NPTの最終文書の傾向に沿っている。

しかし、マーシャル諸島の訴状には、以下のように「人類の法」に着目する記述も存在する。

一貫しかつ文明的な法システムは、人類に対する受け入れがたい危害を甘受できない。合法で持続可能な世界秩序というものは、生存に対する文明の権利に基づき叙述されるのであって、この権利は「人道の諸原則」と「人道の基本的考慮」に根ざしており、これらは生じつつある「人類の法」、つまり、人類のための国際法を形成するに資するものである。核軍縮義務はこの法の鍵となる要素である。だが、核兵器その他の大量破壊兵器を国家軍備からの除去の提議を求めた国連総会第1号決議から、こんにちで68年、NPT発効からほぼ45年、および裁判所の勧告的意見から約20年である。NPT第6条の義務履行の大きな遅れは、人間の正義のまぎれもない拒絶である<sup>56</sup>。

これは、現在の実定的な国際法の理解を超えた新しい国際法を志向するものである。だが、マーシャル諸島の訴状の主張の中で十分な展開がなされているとは必ずしもいえない。また核軍縮への人道的アプローチとの関係性も明確ではない。今後の裁判手続の中での議論の深化が注目される。

54 Application against UK, paras. 110-113, Application against India, paras. 61-64, and Application against Pakistan, paras. 56-53.

55 2000年最終文書では、軍縮努力の最終目標として言及されるのであり、2010年文書では言及がない。See D. H. Joyner, "The legal meaning and implication of Article VI of the Non-Proliferation Treaty," *Nuclear Weapons under International Law*, G. Nystuen, S. Casey-Maslen and A. G. Bersagel eds., Cambridge UP, 2014, p. 416.

56 Application against UK, para. 6.



他方、核軍縮を進めるという実践面からみるならば、本件訴訟は勧告的意見ではなく争訟事件であるから、その判決が法的拘束力を有する点が注目される。ただしICJの判決は事件の当事国のみを拘束し、かつその特定の事件に関してのみ拘束力を有する。つまりICJの判決に先例拘束性はない。しかし、ICJは自己の判決を尊重する傾向にあり、事実上判例法的展開をしているとされる。また、前述のように訴訟参加の第三国については判決で示された解釈は拘束力をもつ。なお判決の不履行については国連安保理による執行手続が存在するが、拒否権をもつP5を対象にした判決の執行は事実不可能である。

このように判決の拘束力は限定的だが、望ましい判決が出た後に、別の国が原告となり別の被告を相手取り新たな訴訟が提起され、かつ管轄権が成立する場合には同様の判決が得られることも想定される。また、判決を援用する国内訴訟が提起される可能性も模索されるだろうし、ICJ判決で示された解釈・適用は法廷の外においても権威的に作用するのであって、仮に違法と判断された行為を他の国が同様に行う場合には、それ相応の社会的な立証責任を負うと考えるべきである。核実験事件でみたように、実際、訴訟の結果に関わりなく、当事国の行動に影響を及ぼすことが考えられる。訴答書面の内容は、原則として口頭手続開始までは非公開となるが、訴訟手続の推移と共に、現在のNPTプロセスの内外においてどのような社会的影響を及ぼしうるかという点も注目される。

【付記】本稿は公益財団法人政治経済研究所の2014年度個人研究費による成果の一部である。